

社員支援制度と法律との対比表

| 項目 | | 法定 | 住友電工の取り組み状況 | |
|----------|-----------------|---|--|--------------------------|
| 行動計画 | | 1～4年間の期間を設けて策定すること | 2005年より2年ごとに策定。現在、6回目 | |
| 育児 | 育児休業期間 | 子1歳到達まで ●パパママ育児プラス(+2ヵ月) ●保育所未入居等(+6ヵ月) | 子3歳到達まで | |
| | 育児休業取得回数 | 産後8週以内に父親が取得した場合は再取得可 | 事由にかかわらず3回まで分割取得可 | |
| | 育児休業中の給与 | 無給 | 最初の5日間は有給 | |
| | 勤務時間の短縮 | 3歳まで | 小学校6年時の3月末 | |
| | 時間外労働の免除 | 同上 | 同上 | |
| | 時間外労働の制限 | 小学校就学の始期まで | 同上 | |
| | 深夜業の制限 | 同上 同居の16歳以上の者がいれば適用不可 | 同上 同居で20歳以上の者がいれば適用不可 | |
| | 子の看護のための休暇 | 小学校就学始期までの子1人につき5日、 2人以上10日 | 小学校6年時の3月末までの子1人につき5日(例:2人10日、3人15日) 半日単位での取得を認める 積立有給休暇*の利用を認める | |
| | 父親休暇取得促進 | 法の定めなし | 配偶者出産休暇5日(有給) | |
| | 費用の援助 | 法の定めなし | カフェテリアプラン(選択式福利厚生制度)の育児メニューの優遇措置 賞与一部支給 | |
| | 妊産婦の支援 | 産休 | 産前6週産後8週 | 産前8週(2週は無給)産後8週。 |
| | | 他 | — | 不妊治療、通院等での積立有給休暇*の利用を認める |
| | 託児所等の設置 | 法の定めなし | 託児所の設置 | |
| 再雇用制度の導入 | 法の定めなし | ジョブリターン制度の導入(退職後3年以内・海外転居の場合は5年以内) | | |
| 介護 | 介護休業期間・回数 | 1人につき93日まで | 1人につき2年間。但し、1日単位での取得可 | |
| | 勤務時間の短縮 | 最大93日以内 | 要介護状態が継続する間 | |
| | 時間外労働の免除 | 法の定めなし | 要介護状態が継続する間 | |
| | 時間外労働の制限 | 1回の請求につき1年以上1年以内の期間で、 請求できる回数に制限なし | 同左 | |
| | 深夜業の制限 | 1回の請求につき1年以上6月以内の期間で、 請求できる回数に制限なし 同居の16歳以上の者がいれば適用不可 | 要介護状態が継続する間、1日単位での申請可 | |
| | 介護のための休暇 | 要介護状態の家族の介護・世話のため、 1人につき5日、2人以上10日 | 要介護状態の家族の介護・世話のため、1人につき5日(例:2人10日、3人15日) 半日単位での取得を認める 一定の介護が必要な家族の介護・介助について、 積立有給休暇*の利用を認める(1日単位) | |
| | 費用の援助 | 法の定めなし | 介護支援サービスの導入 カフェテリアプラン(選択式福利厚生制度)の介護メニューの優遇措置 賞与一部支給 | |
| 働き方の見直し | 有給休暇取得促進 | 取得促進のガイドライン | アニバーサリー休暇の導入 ポジティブ・オフ休暇の導入 ライフサポート休暇の導入 | |
| | 半日有給休暇の拡充 | 法の定めなし | 30回まで拡充 | |
| | 総実労働時間の短縮 | 限度時間の定め、労働時間管理基準等 | SWITCH17運動の実施 | |
| | ボランティア休暇 | 法の定めなし | 積立有給休暇*の利用を認める | |
| 啓発・周知 | 育休中・育休後の労働条件の周知 | 法の定めなし | 出産・育児サポートプログラムの実施 ワーク&ライフハンドブックの配布 社内イントラネットに公開(自宅からの閲覧可) | |
| | 制度、法定給付等の周知、研修 | 法の定めなし | 単位通知(社内イントラネットに公開) 両立支援のひろばに掲載 ワーク&ライフハンドブックの配布 ワークライフフォーラムの開催等 | |

用語解説

*積立有給休暇

取得せずに失効する有給休暇を年10日を限度として積立てる(上限は50日)ことができる制度。
本人の病気療養、育児や家族の看護など就業規則に定められた場合にとることができる